

## 山形県地域公共交通計画の変更について

## 1 概要

- 地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に係る補助事業の認定申請の際は、地域公共交通計画の本体について、補助系統に係る必要な修正を行うとともに、これまでの「地域公共交通確保維持計画」を「別紙」として位置付ける必要がある。このため、令和5年度補助に係る計画認定申請に向け、計画本体を修正するとともに、「別紙」を作成し本体に添付する。
- その他、現況に即して所要の改正を行う。

## 2 計画改正の内容（資料 7-2 参照）

- 「3-3 県内地域公共交通事業者の現状（3）地域内交通への国庫補助の活用対象地等について ②鉄道駅等との接続により国庫補助フィーダー系統の設定対象となる地域一覧」及び同「③現状においては国庫補助フィーダー系統を設定できない市町村一覧」の更新（本文 P. 111）
  
- 「施策・事業 2-2-2」の変更（本文 P. 139）
  - ・ 最上町の実施事業について文言訂正
  
- 「施策・事業 3-1-1」の変更（本文 P. 144）
  - ・ 金山町の実施事業について更新
  
- 「施策・事業 3-2-3」の変更（本文 P. 148, 149, 151, 152）
  - ・ 西川町、金山町、庄内町の実施事業について更新
  
- 「4. 鉄道との接続を前提とする県内二次交通一覧」の更新（P. 208）
  - ・ 庄内町の実施事業について更新
  
- 計画本体の「別紙」の更新
  - ・ 計画本体の「別紙」として位置付けている「地域間幹線系統」及び「地域内フィーダー系統」の地域公共交通確保維持事業を令和5年度補助向けに更新